

レートメイク・約款等について

2023年4月17日
東北電力株式会社

0. ご質問（北本委員）へのご回答（規制料金改定の収支影響）

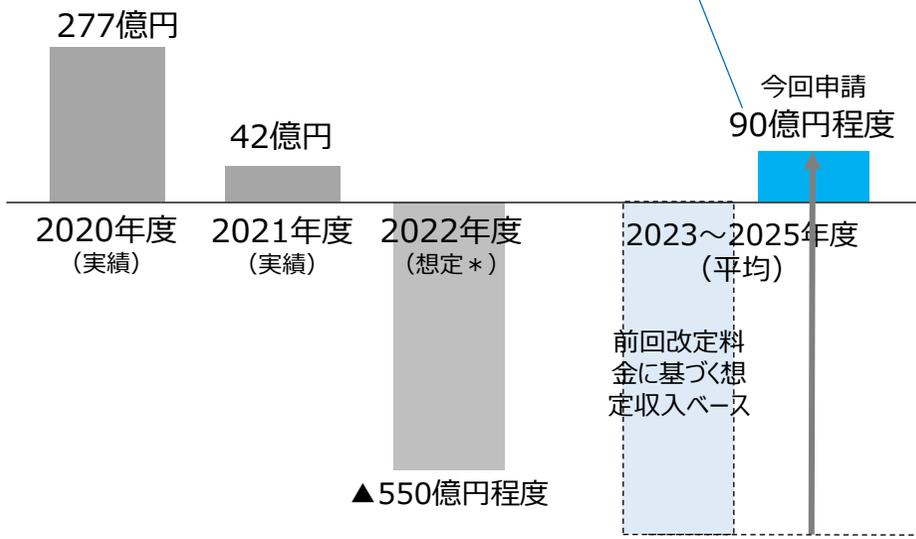
- 今回の規制料金の値上げ申請内容が（査定等がなく）認可された場合、部門別収支の規制部門では、燃料費調整制度における上限超過負担の解消などにより、90億円程度の純利益となる見込みです。
- 自己資本比率については、2022年度に大幅な損失が見込まれていることから、2022年度末に大きく低下するものと想定されますが、規制料金の値上げ（申請ベース）のみの影響として、一定の前提を置くと、3ヶ年で0.5%程度増加するものと試算しております。

【料金改定に伴う規制部門収支の影響】

（規制部門における当期純利益）

申請原価どおりに収入・支出が発生すると仮定すると、
 営業利益 = 「事業報酬」+「法人税」（いずれも申請原価）
 経常利益 = 上記の営業利益 - 想定される支払利息等
 当期純損益 = 上記経常利益 × (1 - 法人実効税率)
 = **87億円程度/年**

注) 申請ベースによる試算（査定影響や事業運営上のリスク等除く）



* 昨年10月に公表した規制部門収支の想定値

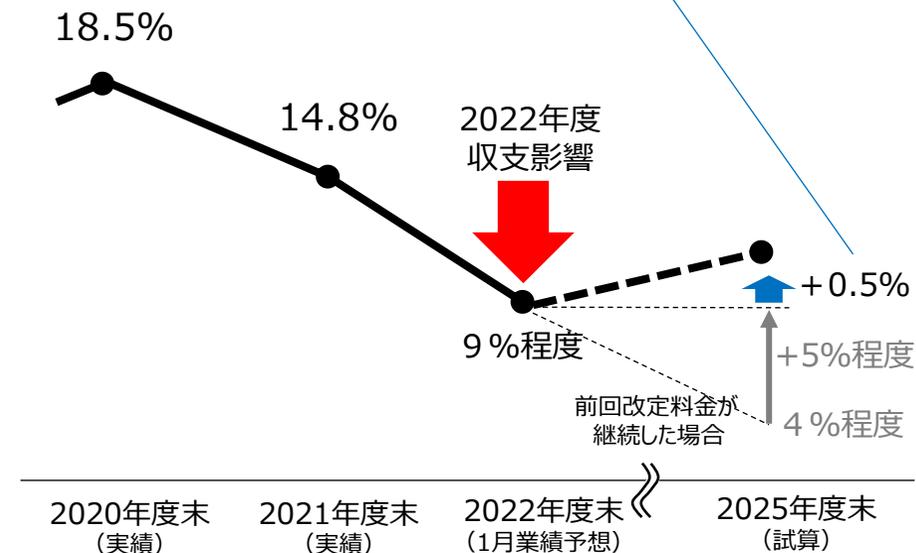
※ 純損失となるため法人税等は考慮せず

【規制料金改定に伴う自己資本比率への寄与】

（連結自己資本比率）

自己資本比率影響 = 当期純損益 × 算定期間 ÷ 期末資産残高
 = 左記の当期純損益(a) × 3年間 ÷ 2025年度末想定資産残高
 ※ 想定資産残高 = 原価上持株レートベースRB + 持株RB以外 + 連単差
 = 87億円 × 3年間 ÷ 48,000億円程度(b)
 2025年度末までの自己資本比率影響 (= a/b) = **+0.5%程度**

注) 資産残高は建設仮勘定1/2控除前、配当は考慮せず



注) 左図の申請ベース（査定影響や事業運営上のリスク等除く）の規制料金の利益をもとに、配当は考慮せずに試算したものと

- 当社は、電力システム改革（小売全面自由化）の目的である「電気料金の抑制」と「電気利用者の選択枝の拡大」を実現するため、徹底した効率化によりコスト競争力強化を図りながら、お客さまのライフスタイル等に合わせた低圧自由料金プランの提供や、電気料金に関心の高いお客さまに、引き続き当社を選択し続けていただけるよう、競合他社よりもメリットを感じられる取り組みに努めてきたところです。
- 具体的には、低圧自由料金プランへの加入促進キャンペーンや契約継続ポイントの付与等を通じて、低圧自由料金プランへの移行を推進してきており、規制料金値上げ後も、引き続きお客さまに小売全面自由化や当社の取り組みに関心をもっていただくよう、魅力ある低圧自由料金プランの提供をまいります（①自由料金設定方針）。
- 値上げに関するお客さまへの周知について、低圧のお客さま全数にダイレクトメールを送付しております。その中で、おトクな料金プランについてシミュレーション等を用いてご提案させていただくとともに、専用フリーダイヤルを設置し、引き続き、丁寧に対応してまいります（②自由料金への変更対策）。

【当社が提供している自由料金プラン・ポイントサービス（例）】

よりそう+ファミリーバリュー

- 子育てファミリーや二世帯・三世帯ファミリーなど、大人数ファミリーに「ぴったり！」
- 季節や時間にかかわらず、日中も多く電気をご使用になるお客さま向けの料金プラン

よりそう+ナイト&ホリデー

- 「週末にまとめて家事や趣味の時間を持たたい」お客さまに「ぴったり！」
- 夜間・休日の使用割合が多いお客さま向けの料金プラン

ご家庭向けCO2フリーオプションプラン
ecoでんきプレミアム

CO2フリー電気

東北6県および新潟県の
水力・地熱発電所

ご家庭のお客さま

ecoでんきプレミアムは、発電時にCO2を排出しない再生可能エネルギー電源（当社の水力、地熱）に由来する電気をお届けするオプションプラン※です。オプションでご契約いただくことでご家庭の電気のご使用によるCO2排出量をゼロにすることができます。

Webサービス

よりそうeねっとの4つの「eね！」

Webで料金が
すぐわかる！

詳しくはこちら！

おトクなポイントが
もらえる！

詳しくはこちら！

各種お手続きが
かんたんに！

詳しくはこちら！

最適な料金プランが
わかる！

詳しくはこちら！

【ダイレクトメールの内容（抜粋）】

よくあるご質問

Q 値上げ申請にともない何か手続きは必要ですか。

A 電気料金値上げ申請にともなうお手続きは不要です。

Q 電気料金を節約する方法はないですか。

A 弊社では今冬向けに「冬の節電チャレンジキャンペーン」を実施しており、ご家庭で取り組める節電方法のご紹介を通じてお客さまのご負担軽減をサポートしております。

また、今後、規制料金の値上げ申請・認可の状況を踏まえ、おトクな自由料金プランをご提案させていただきます。

キャンペーンの
詳細はこちら

なお、国の電気・ガス価格激変緩和対策にもとづき2023年2月分電気料金から1kWhあたり7円を差し引く措置を実施予定です。詳細はホームページ等でご案内いたします。

ホームページでは、さまざまな情報をより詳しくご紹介しております。

東北電力 検索 <https://www.tohoku-epco.co.jp>

電気料金値上げの概要

料金値上げ影響シミュレーション

新旧料金単価一覧

QR

モデル別の値上げ影響額

各種約款・実施要綱等の変更内容

本書の内容に関するお問い合わせ先

0120-393-043

受付時間 9時～17時
土日祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く

※お電話が混み合い、つながりにくい場合もございますがあらかじめご了承ください。※お問い合わせの内容によっては、担当部署からの折り返しのお電話により対応させていただきます。

- 規制料金の料金設定にあたっては、料金算定規則において、規制部門に配分された原価と、原価算定期間の規制部門に対する料金収入を一致させるよう定められており、今回の値上げは、申請原価に対する申請前収入の不足分の値上げをお願いするものです。
- 契約種別ごとの料金単価は、下記の要素に基づき算定しました。

<契約種別に応じた料金制>

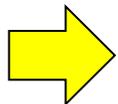
- 定額電灯や公衆街路灯など、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については、最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用。

<3段階料金制>

- 生活必需的な使用電力量に相当する第1段階には比較的低廉な料金を、概ね平均的な使用電力量に相当する第2段階には平均的な料金を、それを超過する第3段階には割高な料金を適用。

<季節別料金制>

- 低圧電力等の電力量料金については、夏季の需要を抑制する観点から、季節間格差を考慮して、夏季とその他季の別に設定。



規制部門（特定小売需要）の料金は、料金算定規則に基づき、規制部門に配分された原価と規制部門合計の料金収入が一致するように設定。

1. レートメイクの基本的な考え方（採録期間の見直し・託送料金変動分の反映）

- 燃料価格・卸電力市場価格の採録期間の見直しに係る補正を行ったこと、レベニューキャップ制度の導入に伴い認可申請後に託送料金が見直されたことを踏まえ、あらためて、両者を反映させたレートメイクを実施しました。
- 具体的には、託送料金の変動分については、託送料金単価の変動分について、機械的に当てはめることを基本に反映するとともに、燃料価格・卸電力市場価格の採録期間の見直しに係る補正について、省令のルールのとおり、補正後の規制部門総原価（新託送料金の反映含む）と規制部門の収入が一致するように設定しました。

【従量電灯Bの場合・税込】

		現行単価 ①	申請単価 ②	補正後単価 ③	単価差③-②	(再掲)託送影響
基本料金(円/10A)		330.00	385.00	424.60	+39.60	+39.60
電力量 料金 (円/kWh)	第1段階	22.05	31.79	29.33	▲2.46	+0.33
	第2段階	28.80	38.68	36.45	▲2.23	+0.33
	第3段階	32.75	42.89	41.12	▲1.79	+0.33
モデル料金 (従量電灯B30A・260kWh)		8,565	11,282	10,793	▲489	+205

※現行単価には、2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。

【電灯標準接続送電サービス・税込】

※モデル料金に再エネ賦課金（3.45円/kWh）含む。

	見直し前	見直し後	単価差
基本料金 主開閉器 (円/kw)	126.50	166.10	+39.60
電力量料金 (円/kWh)	8.91	9.24	+0.33

適用する託送契約種別に応じて機械的に当てはめ

次ページ以降、
補正後総原価にもとづく試算値について
ご説明いたします（申請時単価と異なります）

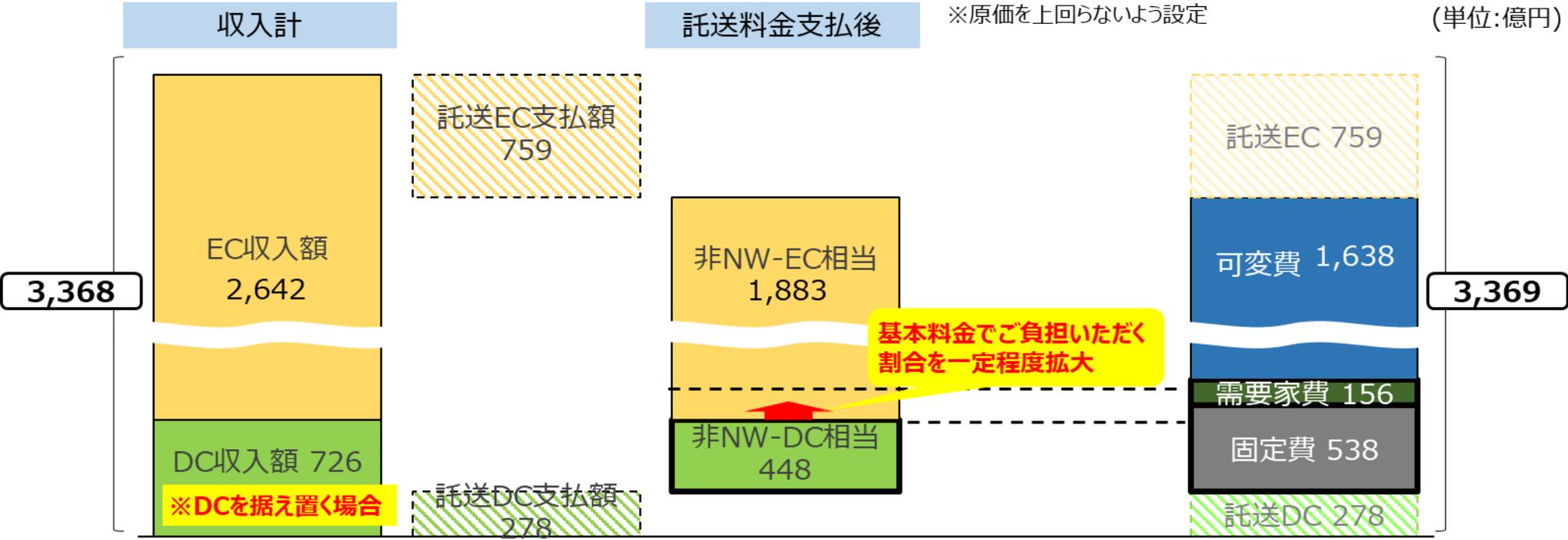
2. 基本料金と電力量料金の基本的考え方について（基本料金の値上げ理由）

- 従量電灯等の料金に採用している二部料金制は、kWに比例する基本料金とkWhに比例する電力量料金の2要素で構成しています。
- 固定費および需要家費は、使用電力量の多寡に関わらず発生する費用という性質上、基本料金でご負担いただくことが原則と考えられますが、1契約あたりの使用電力量が少ない低圧需要全般の負担感等を考慮して、従来より、基本料金だけでなく電力量料金でもご負担いただいております。
- 一方、法的分離により、一般送配電事業者へ託送料金の実支払いが発生しており、小売事業者としては、託送料金支払後の電気料金から発電・販売に係るコストを賄って事業運営を行っていくため、従前以上に、固定／可変といった費用の性質に応じた電気料金の設定を意識し、費用構造（原価構造）と一定程度整合を図る必要があると考えております。
- また、エネルギー基本計画等に基づき自然変動電源の拡大を進めつつ安定供給を実現していくためには、バックアップ電源の機能を果たす火力発電等を引き続き一定程度維持していく必要があります。このためには、稼働率が低下していく火力発電設備を中長期的に確保していくことが必要ですが、販売電力量の減少傾向が継続する中では、固定費相当分については、これまで以上に基本料金でご負担いただく割合を増やしていくことが必要と考えております。
- これらの観点を踏まえ、電力量料金単価だけではなく、基本料金単価の値上げをお願いすることとしたものです(託送変分は機械的に当てはめ)。

収入（規制部門のみ）3年平均 ※DCを据え置く場合(託送変分は反映) ←一致→ 非NW原価(規制)3年平均

※原価を上回らないよう設定

(単位:億円)



基本料金でご負担いただく割合を一定程度拡大

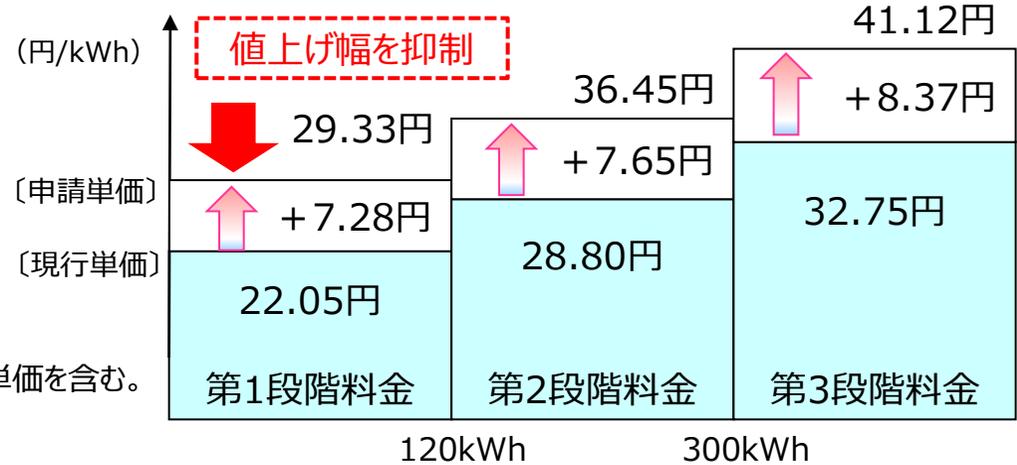
※DC収入額には定額電灯・公衆街路灯Aの電灯料金・小型機器料金を含む。

3. 3段階料金制（3段階料金格差の考え方）

- 申請原価に対する申請前収入の不足分についてご負担いただくため、契約種別にかかわらず一律の値上げをお願いすることを基本的に料金単価を設定しております。
- しかしながら、従量電灯の電力量料金に設定している「3段階料金」については、ナショナルミニマム・省エネ推進の観点から設定されている3段階料金の趣旨に鑑み、一律単価を上乗せするのではなく、一定の格差を設けて値上げ幅を設定したものです（託送料金の変動分は機械的に当てはめ）。
- これにより現行料金よりも段階格差（第2段階を基準とした、第1段階/第3段階との料金単価格差。以下同じ。）は縮小するものの、一律に上乗せする場合よりは段階格差が拡大いたします。

【従量電灯 B における第2段階料金を1とした場合の第1段階料金および第3段階料金の比率】

	現行単価	補正後単価
第1段階 (120kWhまで)	0.77 (22.05円)	0.80 (29.33円)
第2段階 (120kWh超過300kWhまで)	1.00 (28.80円)	1.00 (36.45円)
第3段階 (300kWh超過)	1.14 (32.75円)	1.13 (41.12円)



※現行単価には2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃調単価を含む。

※現行単価および補正後単価には、消費税等相当額を含む。

【段階料金格差の推移（従量電灯 B ・約款単価（燃調含まない））】

改定年度	1974 (S49)	1976 (S51)	1980 (S55)	1988 (S63)	1989 (H元)	1996 (H8)	1998 (H10)	2000 (H12)	2002 (H14)	2005 (H17)	2006 (H18)	2008 (H20)	2013 (H25)	今回 補正
1段料金	11.95	14.75	21.35	18.70	18.46	17.14	16.52	15.75	15.00	14.54	14.84	16.81	17.73	29.33
2段料金	15.30	19.40	29.25	25.61	25.28	23.47	22.62	21.58	20.54	19.91	20.32	22.56	24.18	36.45
3段料金	16.65	21.60	33.95	28.84	27.82	25.82	24.88	23.73	22.51	21.60	21.85	24.17	27.95	41.12
1・2段階格差	0.78	0.76	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.75	0.73	0.80
2・3段階格差	1.09	1.11	1.16	1.13	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.08	1.08	1.07	1.16	1.13

※1974～2006は税抜単価、2008～今回申請は税込単価（届出・認可時の税率）。燃料費調整単価を除く。

4. 主な契約種別の料金単価

○従量電灯B

(単位：円/10A・月、円/kWh)

		現行単価	補正後単価	値上げ幅
基本料金	10アンペアあたり	330.00	424.60	94.60
電力量料金	最初の120kWhまで	22.05	29.33	7.28
	120kWh超過 300kWhまで	28.80	36.45	7.65
	300kWh超過	32.75	41.12	8.37

○公衆街路灯B

(単位：円/kVA・月、円/kWh)

		現行単価	補正後単価	値上げ幅
基本料金	1kVA	297.00	391.60	94.60
電力量料金		21.15	28.80	7.65

○低圧電力

(単位：円/kW・月、円/kWh)

		現行単価	補正後単価	値上げ幅
基本料金	1kW	1,265.00	1,359.19	94.19
電力量料金	夏季	19.42	27.21	7.79
	その他季	17.97	25.76	7.79

○定額電灯

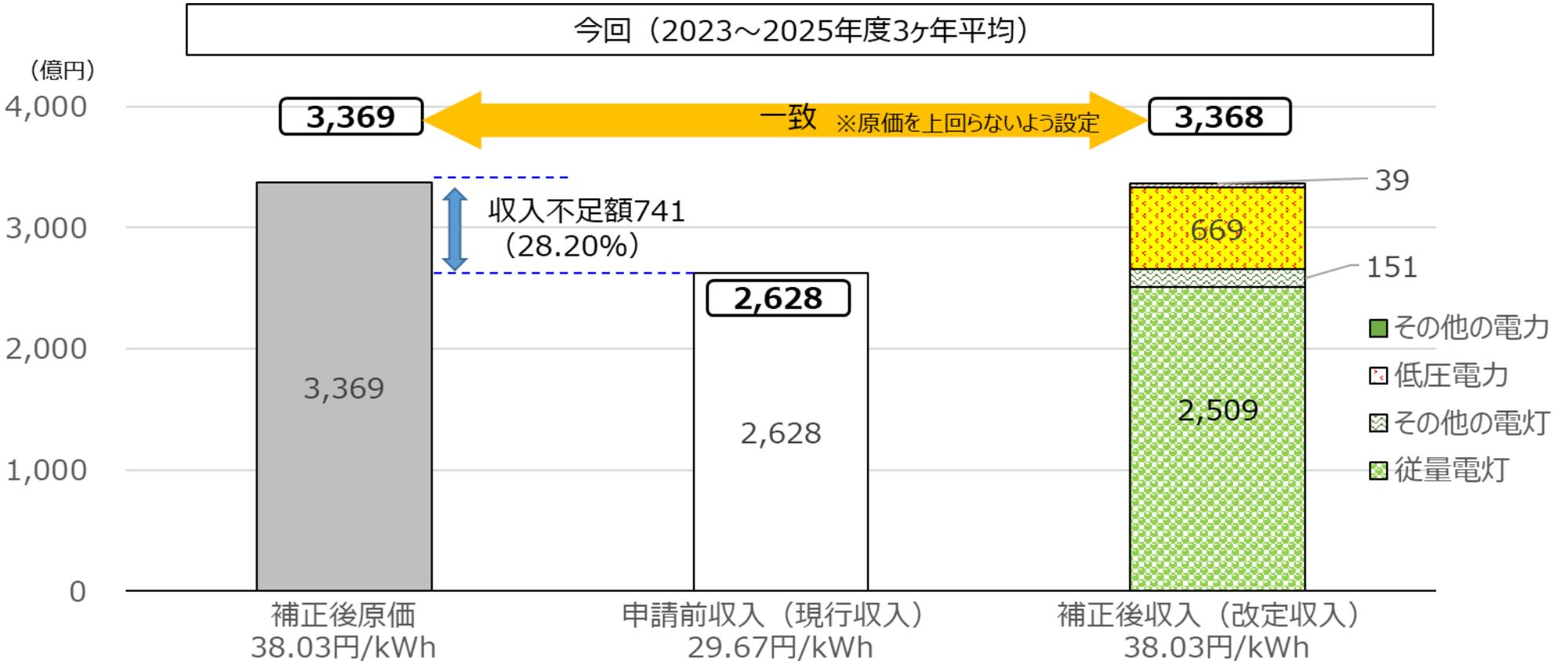
(単位：円/口、円/灯、円/個)

		現行単価	補正後単価	値上げ幅
需要家料金		60.50	60.50	-
電灯料金	10Wまで	84.99	121.91	36.92
	20Wまで	150.16	223.96	73.80
	40Wまで	280.53	428.16	147.63
	60Wまで	410.89	632.40	221.51
	100Wまで	671.63	1,040.75	369.12
	100Wを超える1灯につき100Wまでごとに	671.63	1,040.75	369.12
小型機器料金	50VAまで	266.87	377.11	110.24
	100VAまで	474.34	694.87	220.53
	100VAをこえる1機器につき100VAまでごとに	474.34	694.87	220.53

※現行単価には、2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価（3.47円/kWh。定額制は3.47円相当）を含みます。
 ※現行単価および補正後単価には、消費税等相当額を含みます。

5. 規制部門の原価と想定料金収入の関係

- 規制部門（特定小売需要）の料金は、経済産業省令（みなし電気事業者特定小売供給約款料金算定規則）に基づき、規制部門に配分された原価と規制部門合計の料金収入が一致するように設定しました。



※「その他の電灯」は、定額電灯、臨時電灯および公衆街路灯の合計値。

※「その他の電力」は、臨時電力および農事用電力の合計値。

6. 料金収入の想定（従量電灯A・B）

○ 料金収入 = 基本料金 + 電力量料金

○ 基本料金

従量電灯A 延口数 × 約款単価

従量電灯B 延アンペア数 × 約款単価

※実際の基本料金収入額は、検針期間中の新規契約・契約廃止による日割計算や、停電に伴う料金割引などにより、理論値（上記算定式）どおりとはならないため、至近実績により補正。

○ 電力量料金

1段使用電力量 × 1段約款単価 + 2段使用電力量 × 2段約款単価 + 3段使用電力量 × 3段約款単価

【1段使用電力量，2段使用電力量，3段使用電力量】

…段階別電力量構成比は、全体の使用電力量の多寡に連動。例えば、3段階使用電力量の比率は、全体の使用電力量が大きいと高まる。そのため、至近実績の段階別電力量構成比と原単位（kWh/口）との相関により想定。

（単位：％、kWh/口）

従量電灯B	2023年度		2024年度		2025年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1段	50.70	42.12	52.16	42.75	52.88	43.94
2段	36.74	37.41	36.51	37.40	36.39	37.38
3段	12.56	20.47	11.33	19.85	10.73	18.68
原単位	190.8	235.0	184.2	231.4	181.0	224.7

6. 料金収入の想定（低圧電力）

○ 料金収入 = 基本料金 + 電力量料金

○ 基本料金

延契約電力 × 約款単価

※実際の基本料金収入額は、検針期間中の新規契約・契約廃止による日割計算や、停電に伴う料金割引、力率に応じた割引・割増などにより、理論値（上記算定式）どおりとはならないため、至近実績により補正。

○ 電力量料金

夏季使用電力量 × 夏季約款単価 + その他季使用電力量 × その他季約款単価

【季節別使用電力量】

…至近実績の電力量構成比で配分。

（単位：％）

	2023～2025年度	
	上期	下期
夏 季	46.57	8.86
その他季	53.43	91.14

- 3ページに記載の通り、固定的に発生する費用を全て基本料金でご負担いただいているわけではなく、電力量料金でもご負担いただいております。
- 今回の料金改定では、省令に基づく料金原価と料金収入の一致の原則の中で、固定費相当について、基本料金でご負担いただく割合の見直しをお願いするものですが、値上げ単価(50円、税抜、託送料金の変動分除く)については、以下の考え方によるものです。

<値上げ単価の考え方>

- 現行料金と比較し、今回原価では、販売電力量当たりの固定費相当（（電源固定費+電源需要家費）÷販売電力量。NW費用を除く）が上昇しております。
- これは、「①配分される固定費そのものの増加（kWあたりの固定費）による影響（分子側）」と、「②販売電力量の減少による影響（分母側）」の両者によって上昇しているものです。
- このため、kWあたりの固定費増分については、固定的な費用は基本料金でご負担いただくという考え方のもと全額を、販売電力量の減少による影響部分については、お客さまの負担感等を考慮し一部（前回改定時の基本料金負担割合相当）を、それぞれ基本料金単価に反映することとし、値上げ単価を算定いたしました。

（販売電力量あたりの固定費単価）

7.833円/kWh



$$\begin{aligned}
 & (①0.369\text{円/kWh} + ②2.008\text{円/kWh} \times 20.8\%) \times 62.1\text{kWh/kW} \\
 & = 48.852\text{円/kW} \approx \mathbf{50\text{円/kW}}
 \end{aligned}$$

※20.8%：前回改定時の電気料金収入に占める基本料金収入割合

※62.1kWh/kW：規制部門合計の原単位

（契約電力単位当たりの使用電力量）

前回

今回

＜電気事業分科会第2次報告（平成21年8月）＞

- 現状においても第1段階のみが適用されている需要家が一定程度存在しており、また電気の必需材としての性質を考えると、引き続き、ナショナルミニマムの考え方に基づき第1・2段階区分を維持し、生活必需的な電力使用量に相当する部分については低廉な料金を適用することが適当である。
- また、その区分値については、その性質から引き続き各社共通とし、具体的な値としては、上述の検証結果を勘案すれば、引き続き、現行の120kWh/月は合理的であると判断できる。

＜主要な家庭用電気機器の世帯普及率と使用電力量の推計値＞

＜参考＞平成21年度全国消費実態調査

品目	世帯普及率 (%)	平均使用電力量 (kWh/月)
照明	—	25
電気冷蔵庫	98	44
電気洗濯機	96	3
カラーテレビ	96	8
電気掃除機	97	3
炊飯器	81	5
ルームエアコン	82	19
電子レンジ	94	5
パソコン	62	5
こたつ	72	14
普及率80%程度以上の機器の平均使用電力量の合計		112
普及率60%程度以上の機器の平均使用電力量の合計		131

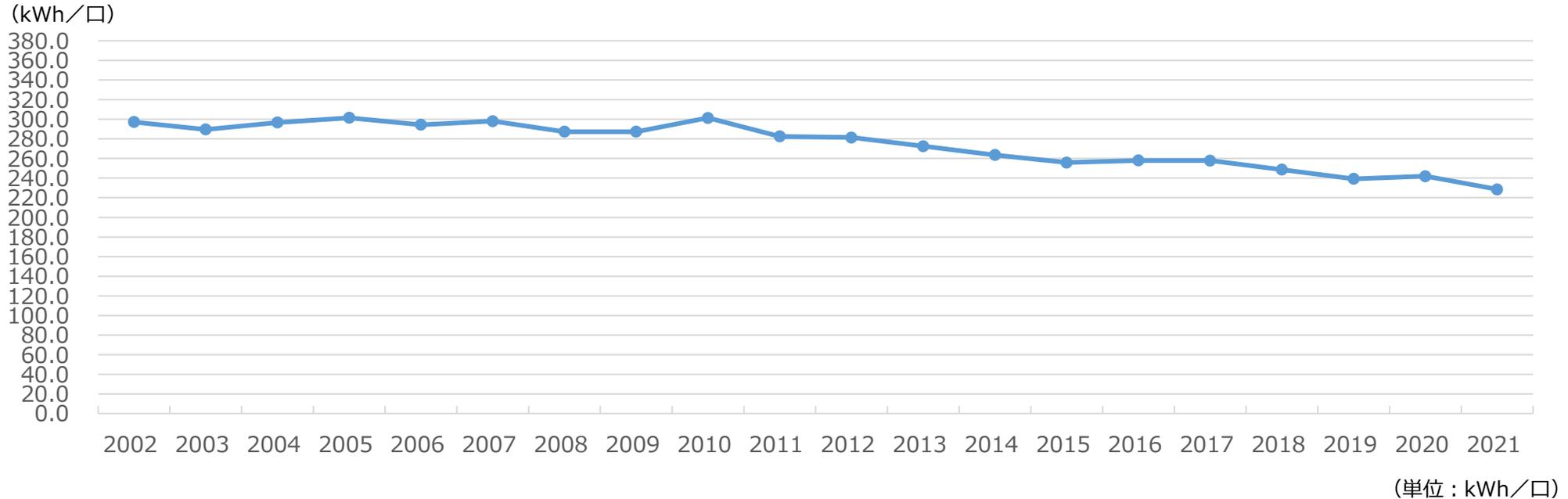
世帯普及率 (%)
—
98
98
71
97
80
83
95
67
—

（出典）世帯普及率：総務省「平成16年全国消費実態調査」

使用電力量：省エネセンター「省エネ性能カタログ」又は各社カタログより事務局試算

- ・ 従量電灯 B の1口あたりの平均使用電力量を、概ねカバーする電力量という考え方にに基づき設定しております。
- ・ 節電の定着・省エネの進展に加え、自由化以降比較的使用量の多いお客さまのスイッチング（自社内含む）の影響もあり、近年減少傾向が続いておりますが、これまで段階的に引き上げられてきた経緯や設定された趣旨等に鑑み、300kWhの区分値は継続します。

【従量電灯 B の 1 口あたりの平均使用電力量推移】



<電気事業分科会第2次報告（平成21年8月）>

- ・ 第2・3段階区分については、総括原価主義の枠内で低廉な料金が適用されるナショナルミニマム部分に対応する必要がある点や、電気料金の価格差による省エネルギー効果は一定程度認められると考えられる点などに加え、需要家に対する影響等も勘案すれば、引き続き、第2・3段階区分を維持し、平均を超える使用量については相対的に高い料金を適用することが適当である。

7. 供給条件の見直し内容について

- 当社は、このたびの特定小売供給約款の変更認可申請にともないまして、以下の通り、約款規定の見直しを行うことといたしました。
- 当社の現行約款は、消費税率変更に伴う電気料金単価の見直しを反映（2019年10月1日実施）して以来、変更していないことから、今回の変更においては、法的分離に伴う分社化の反映や、その後の電気事業の制度変更等を反映いたします。
- また、当社の業務効率化等の観点から一部取り扱いについて、変更いたします。
- 今回の具体的な見直し項目は以下の通りです。

分類	項目	見直し概要
法的分離に伴う分社化規定	託送業務・送配電設備等に係る規定簡素化	<ul style="list-style-type: none"> • 小売と託送供給に関する業務の区分を明確にし、託送供給に関する事項は、お客さまへの影響を考慮して入念規定するものを除き、「託送約款等の定めによるもの」として簡素化または削除。 • 上記に伴い各業務の実施主体を変更/明確化。
	実施主体変更/明確化	
制度変更	配電ライセンス	• 配電ライセンスに伴い、配電事業者に係る規定を追加。
	指定区域供給制度	• 供給区域の一部が指定区域供給化された場合の契約期間の終期について入念規定。
	複数需要場所1引込	• 審議会で整理された複数需要場所1引込（非常災害時のタワマン間の電力融通など）について需給契約の単位の原則によらない旨規定。
	再エネ特措法関連	• 法律名称等の変更を反映。
取扱変更 (業務効率化)	契約期間	• 契約期間を年度（4月～翌3月）に統一
	窓口持参払い	• 窓口持参払い以外の代替手段を用意・定着していることを踏まえ、窓口持参払いの取扱いを削除。
	店頭掲示(燃調単価・再エネSC)	• 店頭掲示について、確認できる代替手段を用意していることを踏まえ店頭掲示の取扱いを削除。
洗替改定に伴うもの	離島ユニバーサルサービス調整	• 料金原価見直しのため、小売燃調+離島USの2階建てに変更。
	約款切替に係る措置	• 料金単価変更に伴う日割計算を入念規定。
その他	実施日	• 実施日を変更（今回の変更に合わせて西暦表記に見直し）。

- お客様にはダイレクトメールにより電気料金の値上げについてお知らせいたしました。
- また、当社ホームページ内に専用サイトを開設しており、電気料金の値上げ全般に関する情報を幅広くお知らせするとともに、お客様とのあらゆる接触機会を捉えて、引き続き丁寧にご説明してまいります。

お知らせ方法

- ダイレクトメールにより電気料金値上げについてお知らせいたしました。（2023年1月中に発送完了）
- 当社ホームページ内に専用サイトを開設し、申請に至った背景、電気料金値上げの申請内容、経営効率化への取組み等をお知らせしております。
- 専用サイト内に、値上げ申請内容にもとづくお客様の電気料金影響額をご試算いただける機能を準備しております。
- そのほか、お客様とのあらゆる接触機会を通じて、引き続き丁寧なご説明に努めてまいります。

お問い合わせへの対応

- 値上げ申請に関するお客様からのお問い合わせにつきましては、専用フリーダイヤルを設置しており、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

専用
フリーダイヤル

0120-211-440（オール電化等のお客様）
0120-393-043（上記以外のお客様）
平日9時～17時（土日祝日を除く）

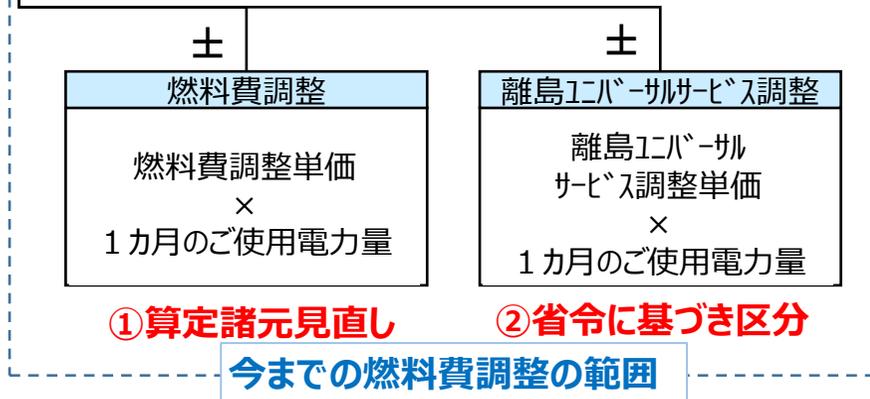
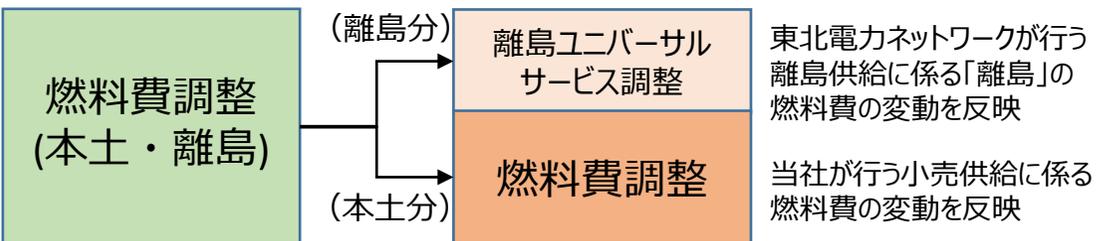
9. 燃料費調整制度の見直し（全体概要）

- 今回の料金改定においては、燃料費調整制度について以下の見直しを行いました。
 - ①最新の電源構成等を反映し、基準燃料価格・基準単価等の燃料費調整単価算定の基礎となる算定諸元を見直し。
 - ②経済産業省令にもとづき、これまで燃料費調整に含まれていた離島供給（東北電力ネットワークが供給）に係る火力燃料費の変動を区分して「離島ユニバーサルサービス調整」として算定。

【燃料費調整の見直し内容】



【離島ユニバーサルサービス調整のイメージ】



【見直し後の算定諸元】※燃料価格の採録期間の見直し等に係る変更を反映しています。

【見直し】燃料費調整		現 行	今回補正	差 引 (今回-現行)
基準燃料価格	円/kℓ	31,400	83,500	52,100
換算係数	α	-	0.1152	▲ 0.0893
	β	-	0.2714	▲0.0151
	γ	-	0.7386	0.1529
基準単価(税抜・平均)	円/kWh	0.195	0.173	▲0.022

【新設】離島ユニバーサルサービス調整※		今回申請
離島基準燃料価格	円/kℓ	57,700
換算係数	α	-
離島基準単価(税抜・平均)	円/kWh	0.001

※省令に基づき、託送供給等約款と同じ数字を使用して算定いたしますが、申請後に託送約款の変更が行われたため、算定諸元について見直しを予定しています（離島基準燃料価格 57,700円/kℓ→79,300円/kℓ）。

9. 燃料費調整制度の見直し（燃料費調整の前提諸元）

- 発電構成や燃料価格の見直しに合わせ基準燃料価格および基準単価を変更しております。
- 燃料価格の高騰や為替の影響により、基準燃料価格が大幅に上昇しております。
- なお、基準単価は、平均燃料価格が1,000円/kℓ 変動した場合の1kWhあたりの調整単価であり、価格の変動に伴う燃料費調整の調整幅は、現行より小さくなります。

【燃料費調整の算定諸元】※燃料価格の採録期間の見直し等に伴い、2022年11月～2023年1月のCIF価格ほかに見直しています。

①基準燃料価格（83,500円/kℓ）

- 基準燃料価格とは、料金設定の前提である原油・LNG・石炭の燃料価格（2022年11～2023年1月の貿易統計価格）の加重平均値で、燃料費調整における 価格変動の基準値となるものです。
- 具体的には、各燃料の熱量構成比に原油換算係数を加味した係数（α、β、γ）を算定し、以下のとおり算定します。

〔算定式〕

$$82,572\text{円/k}\ell \times 0.0259 + 132,509\text{円/t} \times 0.2563 + 53,189\text{円/t} \times 0.8915 = 83,500\text{円/k}\ell$$

原油価格
α
LNG価格
β
石炭価格
γ
基準燃料価格

②基準単価（0.173円/kWh）

- 基準単価は、平均燃料価格が1,000円/kℓ 変動した場合の電力量1kWhあたりの変動額です。
- 具体的には、当社の火力発電の燃料消費数量（原油換算kℓ）をもとに、以下のとおり算定します。

〔算定式〕

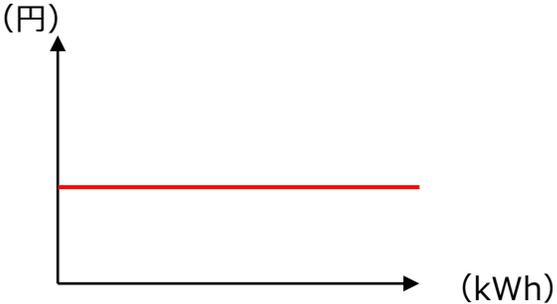
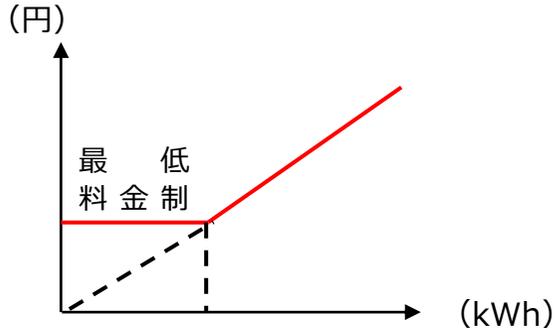
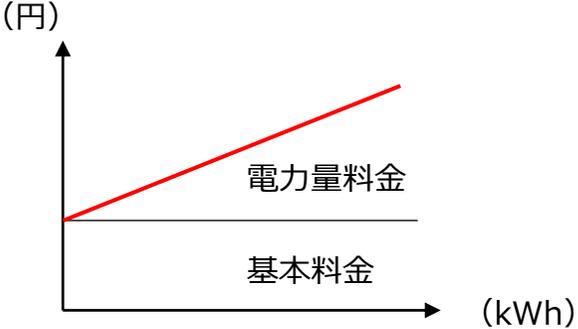
$$35,722\text{千k}\ell \times 1,000\text{円/k}\ell \div 206,495\text{百万kWh} = 0.173\text{円/kWh}$$

燃料消費数量（原油換算）
総販売電力量
基準単価

（参考）換算係数（α、β、γ）の算定方法

	熱量構成比 a	原油換算係数 ※ b	換算係数 c = a × b	
原油	0.0259	1.0000	0.0259	… α
LNG	0.3664	0.6995	0.2563	… β
石炭	0.6077	1.4670	0.8915	… γ
合計	1.0000	—	—	

※ 原油換算係数 LNG：1ℓあたりの原油発熱量（38,260kJ） ÷ 1kgあたりのLNG発熱量（54,700kJ）
 石炭：1ℓあたりの原油発熱量（38,260kJ） ÷ 1kgあたりの石炭発熱量（26,080kJ）

	概 要	料金イメージ
<p>定額料金制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の料金額は使用電力量によらず一定。 ・ 使用形態がほぼ等しく、計器をつけて計量することが経済的でない小規模のお客さまに適用。 <p>(定額電灯、公衆街路灯A 等)</p>	
<p>最低料金制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用電力量に電力量料金単価を乗じて料金額を決定。 ・ 使用量が0の場合、料金も0となり、供給原価をまかなうことができないため、電力使用量が一定量以下の場合にお支払いいただく最低額を設定。 <p>(従量電灯A 等)</p>	
<p>基本料金制 (二部料金制)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約電流 (A)、契約容量 (kVA)、契約電力 (kW) に比例する固定的な基本料金および使用量に比例する電力量料金の2本建てで料金を決定。 <p>(従量電灯B、低圧電力 等)</p>	

	概 要	料金イメージ
<p>3段階料金制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原価の上昇傾向を背景とし、高福祉社会の実現・省エネルギーの観点から 第1段階：比較的低廉（生活必需） 第2段階：平均的 第3段階：割高 <p>※昭和49年3月の電気事業審議会料金制度部会答申を受けて同年6月より導入。</p> <p>（従量電灯B・C 等）</p>	<p>＜電力量料金単価＞</p> <p>第1段階 低廉な料金</p> <p>第2段階 平均的な料金</p> <p>第3段階 割高な料金</p>
<p>季節別料金制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電力量料金単価を夏季・その他季別に設定。 夏季需要の抑制効果を期待して、昭和54年3月の電気事業審議会料金制度部会中間報告を受けて昭和55年から導入したもの。 <p>（低圧電力 等）</p>	<p>（円）</p> <p>＜電力量料金単価＞</p> <p>4月 7月 9月 3月</p>

○定額電灯

- ・適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量が400VA以下のお客さま。
- ・料金単価：現行単価には2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。

(単位：円)

区分および単位		現行単価	補正後単価	
需要家料金		1契約につき	60.50	60.50
電灯料金	10Wまで	1灯につき	84.99	121.91
	10Wをこえ20Wまで	1灯につき	150.16	223.96
	20Wをこえ40Wまで	1灯につき	280.53	428.16
	40Wをこえ60Wまで	1灯につき	410.89	632.40
	60Wをこえ100Wまで	1灯につき	671.63	1,040.75
	100Wをこえる 1灯につき100Wまでごとに			671.63
小型機器料金	50VAまで	1機器につき	266.87	377.11
	50VAをこえ100VAまで	1機器につき	474.34	694.87
	100VAをこえる1機器につき100VAまでごとに			474.34

※ 電灯：白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器

※ 小型機器：主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される電灯以外の低圧の電気機器
(ただし、電灯と併用できないものは除く。)

○従量電灯 A

- ・ 適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、最大電流が5A以下であり、かつ定額電灯を適用できないお客さま。
- ・ 料金単価：現行単価には2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。（単位：円）

区分および単位		現行単価	補正後単価	
最低料金	最初の7kWhまで	1契約につき	286.09	387.01
電力量料金	上記をこえる	1kWhにつき	22.05	29.33

○従量電灯 B

- ・ 適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が10A以上、かつ、60A以下であること。なお、低圧電力とあわせて契約する場合は契約電流と契約電力との合計が50kW未満であるお客さま。
- ・ 料金単価：現行単価には2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。（単位：円）

区分および単位		現行単価	補正後単価	
基本料金	10A	1契約につき	330.00	424.60
	15A	1契約につき	495.00	636.90
	20A	1契約につき	660.00	849.20
	30A	1契約につき	990.00	1,273.80
	40A	1契約につき	1,320.00	1,698.40
	50A	1契約につき	1,650.00	2,123.00
	60A	1契約につき	1,980.00	2,547.60
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhにつき	22.05	29.33
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWhにつき	28.80	36.45
	300kWhをこえる	1kWhにつき	32.75	41.12
最低月額料金		1契約につき	261.80	387.01

○従量電灯C

- ・適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6kVA以上であり、かつ、原則として50kVA未満であること。
 なお、低圧電力とあわせて契約する場合は契約容量と契約電力の合計が50kW未満であるお客さま。
- ・料金単価：現行単価には2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。

(単位：円)

区分および単位		現行単価	補正後単価	
基本料金		1kVAにつき	330.00	424.60
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhにつき	22.05	29.33
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWhにつき	28.80	36.45
	300kWhをこえる	1kWhにつき	32.75	41.12

○臨時電灯

- ・適用範囲：電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満のお客さま。
- ・料金単価：現行単価には2022年11月～2023月1の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。

（臨時電灯A・総容量が3kVA以下）

（単位：円）

区分および単位		現行単価	補正後単価	
総容量	50VAまでの場合	1日につき	8.99	12.01
	50VAをこえ100VAまでの場合	1日につき	18.00	24.01
	100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごと	1日につき	18.00	24.01
	とに			
	500VAをこえ1kVAまでの場合	1日につき	179.91	240.30
	1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに1日につき		179.91	240.30

（臨時電灯B・契約電流が40A以上、60A以下）

（単位：円）

区分および単位		現行単価	補正後単価
基本料金	10Aにつき	363.00	461.56
電力量料金	1kWhにつき	35.69	43.38

（臨時電灯C・契約容量が6kVA以上、50kVA未満）

（単位：円）

区分および単位		現行単価	補正後単価
基本料金	1kVAにつき	363.00	461.56
電力量料金	1kWhにつき	35.69	43.38

○公衆街路灯

- ・適用範囲：公衆のために設置された電灯または小型機器を使用するお客さま。
- ・料金単価：現行単価には2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。

（公衆街路灯A・総容量が1kVA未満）

（単位：円）

区分および単位		現行単価	補正後単価
需要家料金		1契約につき	55.00
電灯料金	10Wまで	1灯につき	78.01
	10Wをこえ20Wまで	1灯につき	138.39
	20Wをこえ40Wまで	1灯につき	259.19
	40Wをこえ60Wまで	1灯につき	379.98
	60Wをこえ100Wまで	1灯につき	621.58
	100Wをこえる1灯につき100Wまでごとに		621.58
小型機器料金	50VAまで	1機器につき	245.42
	50VAをこえ100VAまで	1機器につき	438.04
	100VAをこえる1機器につき100VAまでごとに		438.04

（公衆街路灯B・総容量が1kVA以上、50kVA未満）

（単位：円）

区分および単位		現行単価	補正後単価
基本料金		1kVAにつき	297.00
電力量料金		1kWhにつき	21.15
最低月額料金		1契約につき	235.40

○低圧電力

- ・適用範囲：動力を使用するお客さま（契約電力が50kW未満）。
- ・料金単価：現行単価には2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。（単位：円）

区分および単位		現行単価	補正後単価	
基本料金		1kWにつき	1,265.00	1,359.19
電力量料金	夏季（7月1日～9月30日）	1kWhにつき	19.42	27.21
	その他季（10月1日～翌年の6月30日）	1kWhにつき	17.97	25.76

○臨時電力

- ・適用範囲：動力を使用し、契約使用期間が1年未満のお客さま（契約電力が50kW未満）。
- ・料金単価：現行単価には2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。

（定額制供給の場合）（単位：円）

区分および単位		現行単価	補正後単価
1kW1日につき		223.03	276.42

（従量制供給の場合）（単位：円）

区分および単位		現行単価	補正後単価	
基本料金		1kWにつき	低圧電力の基本料金の20%増	
電力量料金	夏季（7月1日～9月30日）	1kWhにつき	22.61	30.51
	その他季（10月1日～翌年の6月30日）	1kWhにつき	20.87	28.78

○農事用電力A

- ・適用範囲：農事用のかんがい排水のために動力を使用するお客さま（契約電力が50kW未満）。
- ・料金単価：現行単価には2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。

(単位：円)

区分および単位		現行単価	補正後単価	
基本料金		1kWにつき	627.00	721.19
電力量料金	夏季（7月1日～9月30日）	1kWhにつき	15.33	23.12
	その他季（10月1日～翌年の6月30日）	1kWhにつき	14.25	22.04

○農事用電力B

- ・適用範囲：農事用の育苗温床のために電熱を使用するお客さま（契約電力が5kW以下）。
- ・料金単価：現行単価には2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。

(単位：円)

区分および単位		現行単価	補正後単価	
最初の30日まで		1kWにつき	6,502.11	9,614.46
30日をこえる1日につき		1kWにつき	216.74	320.47

- 当社は、経済産業省補助事業「電気利用効率化促進対策事業」と連動し、「冬の節電チャレンジキャンペーン」を展開してまいりました。
- 「①月間型プログラム（前年同月と比べて3%以上の節電にご協力いただいた場合に特典を進呈）」「②指定時型プログラム（当社が指定した時間帯に節電にご協力いただいた場合に特典を進呈）」の2種類のプログラムをご用意するとともに、ご家庭で取り組める節電方法のご紹介を通じて、お客さまのご負担軽減をサポートしてまいりました。
- 今後も、節電を通してお客さまのご負担軽減につながる取り組みを検討してまいります。

冬の節電チャレンジキャンペーン
開催期間 2022年12月1日～2023年3月31日

キャンペーンの詳細はこちらからチェック!
エントリー期間延長!

エントリーでプレゼント! エントリー期間 2023年1月31日 火まで

全員のプレゼント!	よりそう2,000ポイント進呈!	特選でプレゼント!	よりそう5,000ポイント進呈!	50,000円相当進呈!
-----------	------------------	-----------	------------------	--------------

さらに! キャンペーン期間中に節電すると、もーっとおトク!

月間型の節電プログラム 開催期間 2023年3月31日 金まで
指定時型の節電プログラム 開催期間 2023年3月31日 金まで

【節電方法のご紹介】



LIVING ROOM
照明



- 1 冬の暖房時の室温は20℃を目安に**
外気温6℃の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を21℃から20℃にした場合(使用時間:9時間/日)
月間で電気約9.42kWhの省エネ、約240円の節約
- 2 暖房は必要なときだけつける**
暖房を1日1時間短縮した場合(設定温度:20℃)
月間で電気約7.23kWhの省エネ、約180円の節約
- 3 フィルターを月に1回か2回清掃**
フィルターが日詰りしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較
月間で電気約4.40kWhの省エネ、約110円の節約

■ キャンペーン特設サイト

https://www.tohoku-epco.co.jp/energy_saving_cp/2022winter/

- 当社ホームページ等を活用し、電気料金値上げの内容説明に加えて、電気を効率よくお使いいただくための省エネや節電の方法等、お客さまのお役に立つ情報をご紹介します。

節電手法のご紹介

省エネ・節約手法のご紹介



電化製品の上手な使い方や手軽にできる省エネ・節約手法をご紹介します。

冬の節電チャレンジキャンペーン



ご家庭で取り組める節電方法や節電効果をご紹介します。

オール電化住宅にお住まいのお客さまへ



よりそう+シーズン&タイムや、よりそう+ナイトプラン等をご契約中のお客さまへ省エネ機器への交換による節電手法をご紹介します。

よりそうeねっと

よりそうeねっと

東北電力のWebサービスです。毎月の電気料金やご使用量をかたんにチェックできます。最大過去2年間の電気のご使用実績も管理できるので節電にも役立ちます。

【節約コースのご紹介】

節約したい目安の金額（例：300円、500円コース）にあわせて、手軽にできる省エネ方法の組み合わせをご紹介します。

1. 確認したい節約コースを選択

「節約コース」のご紹介

節約したい金額の目安にあわせた省エネの手法をご紹介します。
特に、夏や冬は空調機器の使用電力量が増えるため、エアコンや暖房機器の節電とあわせて取り組むと効果的です。

- 月間 約300円 節約コース ▼
- 月間 約500円 節約コース ▼
- +夏の節約コース 月間 約300円 ▼
- +冬の節約コース 月間 約300円 ▼
- +冬の節約コース 月間 約1,000円 ▼

2. 省エネ方法をご紹介します

月間 約500円 節約コース



冷蔵庫

+



白熱灯から

→



LEDに

節約効果（月間）

約 **540円** / 約22kWh

▶ 冷蔵庫

設定温度を変更する	約130円 / 5.07kWh 周囲温度22℃で、設定温度を「強」から「中」にした場合
壁から適切な間隔で設置する	約90円 / 3.71kWh 上と両側が壁に接している場合と片側が壁に接している場合との比較
ものを詰め込みすぎない	約90円 / 3.60kWh 詰め込んだ場合と半分にした場合との比較
開けている時間を短くする	約10円 / 0.50kWh 開けている時間が20秒間の場合と10秒間の場合との比較

▶ 白熱灯からLEDに

白熱電球(54W)から電球型LEDランプ(10W)への交換	約180円 / 7.23kWh
白熱電球(54W)をこまめに消す（1日1時間）	約40円 / 1.62kWh

【家電製品の上手な使い方、省エネチェックシート】

家電製品ごとの上手な使い方をご紹介します。省エネを実行した場合の料金節約額の目安をご紹介します。

1. 家電製品ごとに上手な使い方（省エネ方法）

上手に家電を使って、省エネ効果をアップしましょう。

省エネラベリング制度を知って、かきこく省エネ家電を選んだあとは、上手に使いましょ。電気代を節約する家電の使い方のポイントをアップしていきますので、ぜひ参考にしてください。

- エアコン
- 電気カーペット
- こたつ
- 照明機器
 - 省エネ型に替えて点灯時間を短く
電球型蛍光灯に替えるだけで省エネ効果はアップします。点灯時間は短く、無駄な明かりは消しましょう。
 - 器具の掃除で明るさアップ
照明のかさやカバーが汚れると、明るさが低下します。こまめな掃除を心がけましょ。
 - [照明機器の省エネチェックシートへ](#)
- テレビ

2. 省エネの取組みに応じた料金の節約目安を試算

該当する項目のチェックボックスにチェックを入れてください

※節約効果は、機器の性能、型式、使用形態、気象条件により変動いたしますので、目安として参照願います。

エアコン

- 冷房を27℃から28℃に設定した場合
(外気温度31度、2.20kWのエアコン、1日9時間使用)
[【参照】環境省ホームページ COOLBIZ どうして28℃?](#)
- 暖房を21℃から20℃に設定した場合
(外気温度6度、2.20kWのエアコン、1日9時間使用)
- 冷房時間を1日1時間短縮する。
(外気温度31度、2.20kWのエアコン、設定温度28度)
- 暖房時間を1日1時間短縮する。
(外気温度6度、2.20kWのエアコン、設定温度20度)
- フィルターを月1回か2回清掃（冷房時）。
(外気温度31度、2.20kWのエアコン、設定温度28度)
- フィルターを月1回か2回清掃（暖房時）。

節約効果 節約金額（年間） 1,210円

選択項目をリセット

詳しく見る

**申請原価の算定誤りについて
(再確認結果のご報告)**

- 当社は、1月19日および2月6日の料金制度専門会合において、申請原価の算定誤りが計9件発生したことをご報告するとともに、改めて、申請原価に係る全関係書類の算定内容を再確認のうえ、ご報告させていただくこととしておりました。
 - その結果、新たに4件を加えた全13件の算定誤りを確認致しました。申請原価において複数の算定誤りが生じた事に、改めて深くお詫び申し上げますとともに、当社としては、原価を構成するすべての件名および集約のプロセスについて確認した結果であり、これ以上の誤りはないことをご報告させていただきます。
 - なお、算定誤りの一部につきましては、燃料費等の置き換えによる再算定の中で、既に適切な数値に反映しております。また、残りの算定誤り（※）については、最終的に補正申請をさせていただく際に、この度の算定誤りの内容から得られた再発防止策（算定シートの改良、クロスチェック、ダブルチェックの徹底等）を着実に実施し、適切に対応してまいります。
- ※燃料費等の置き換えによる再算定後において、適切な数値に反映できていない総原価への影響額（過大計上額）は、約0.7億円となっております。

<新たな算定誤りの概要（4件）>

報告日	費目	算定誤りの概要	影響額※	原価反映
本日 ご報告	①「貸倒損」における引当額	2022年度推定実績の引当限度額算定において、一部を仮値のまま算定し、置き換えが漏れたため、前年度からの引当限度額の差で引き当てる2023年度の引当額を過大に計上	+0.21 億円	未反映 (補正申請時に反映)
	②「消耗品費」における給水処理算定	八戸火力、仙台火力の給水処理における算定について、エクセルのリンク先に誤りがあり、過大に計上	+0.01 億円	
	③「廃棄物処理費」における運搬処理費、排水薬品費	石炭灰構外運搬処理費および排水薬品費の算定において、エクセルの参照リンク先誤りや隻数積算の手入力の誤りなどにより、過少に計上	▲0.02 億円	
	④「送配電関連費（接続託送料）」における算定	電灯臨時定額接続送電サービスの算定において、日数を乗じて算定すべきところ、日数を乗じずに接続託送料を算定していたため、過少に計上	▲1.05 億円	

※ 影響額は年平均
+は過大計上、▲は過少計上

<既にご報告済の算定誤りの概要（9件）>

報告日	費目	算定誤りの概要	影響額	原価反映
1月19日 第32回 専門会合	①「使用済燃料再処理等拠出金発電費」における使用済燃料発生量	女川2号定検時に、原子炉から取り出し除却する数量の一部について、同一バッチ内の取り出し分と装荷分を区別し、取り出し分のみを算定対象とすべきところ、全量を対象として算定し、過大に計上	+1.16 億円	未反映
	②「電力費振替勘定（貸方）」における単価設定	附帯事業の算定に用いる単価について、原価から求めた単価を用いるべきところ、仮値（実績値）のまま算定し、過大に計上	+0.25 億円	(補正申請時に反映)
	③「レートベース（特定固定資産）」における書画骨董	審査要領上、原価算入が認められていない「書画骨董」をレートベースに含めており、過大に計上	+0.10 億円	
2月6日 第34回 専門会合	④「他社購入電源費」における回避可能費用	再エネ交付金収支余剰相当額を算定する際、金額の算定に用いるエクセルの算定式が、2024年度、2025年度の各6月分において単価の参照先を誤り、過大に計上	+15.41 億円	再算定時に反映済
	⑤「厚生費」の労災保険料における料率の設定誤り	算定に用いる料率を転記誤りし、過大に計上	+0.03 億円	
	⑥「他社購入電源費」における松川地熱発電所の事業報酬額	同発電所は2023年8月にFIT移行となるため、4月からの4ヶ月間のみ原価計上とすべきところ、事業報酬額を8月以降分も計上し、過大に計上	+0.01 億円	未反映 (補正申請時に反映)
	⑦「補償費」における件名二重計上	定期的補償費の水路補償料の積み上げにおいて、1件名を二重に算定し、過大に計上	+0.01 億円	
	⑧「他社販売電源料」における常時バックアップ	2024年度、2025年度においては、2023年度期中の異動を反映すべきところ、2023年度と同値を計上し、過少に計上（控除収益であり、原価は過大計上）	+0.002 億円	再算定時に反映済
	⑨「消耗品費」における給水処理単価	仙台火力で用いる薬品単価のエクセルの算定式において、適用すべき単価を用いず、過少に計上	▲0.004 億円	未反映 (補正申請時に反映)